

令和3年度被災農業者特別利子助成事業一問一答

1. 被災農業者特別利子助成事業とはどのような事業ですか。

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の農業経営の早急な復旧を支援するため、経営再開に当たっての負担軽減として、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金等について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、(公財)農林水産長期金融協会を通じて借入者に利子助成金を交付する事業(以下「金利負担軽減措置」という。)です。

2. 金利負担軽減措置の対象者はどのような者ですか。

次の①から③までのいずれかの要件を満たす農業者等です。

- ① 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)の影響により、農業者等が経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件(令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知)の第4の1の別記様式1。以下同じ。)で融資機関が確認できた者です。
- ② 新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、農業者等が新たに取組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件(令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知)の第4の2の別記様式2。以下「経営展開計画(新型コロナウイルス感染症)」という。)を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者です。
- ③ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により被害を受けた農業者等(以下「令和2年7月豪雨直接被災者」という。)であって、当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者です。

また、令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨については、いわゆる間接被災者(以下「令和2年7月豪雨間接被災者」という。)も対象となります。

令和2年7月豪雨間接被災者とは、農業者等がその生産物(その加工品を含む。)について、令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し、次のいずれかの要件を満たすことについて、取引先の被害状況が分かる資料、財務諸表等の証拠書類に基づき融資機関の確認を受けた者です。

ア 金利負担軽減措置対象資金の借入の申込み(以下「借入申込」という。)までの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等(出荷量・販売量・取引量)が令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨前の直近年同期に比して3割以上減少している又は経営費が3割以上上昇していること。

イ 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれる又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

3. 金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。

次の表のとおりです。

対象者	対象資金	融資機関
2の①	ア 農林漁業セーフティネット資金 イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ウ 経営体育成強化資金	公庫（注3）
	エ 農業近代化資金 オ 農業経営負担軽減支援資金	農協等民間金融機関（注4）
2の②	ア 農林漁業施設資金 イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注1） ウ 経営体育成強化資金（注1）	公庫（注3）
	エ 農業近代化資金	農協等民間金融機関（注4）
2の③ （注2）	ア 農林漁業セーフティネット資金 イ 農林漁業施設資金 ウ 農業基盤整備資金 エ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注1） オ 経営体育成強化資金（注1）	公庫（注3）
	カ 農業近代化資金	農協等民間金融機関（注4）

（注1）農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（7）の資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金を除きます。

（注2）2の③の対象者のうち、令和2年7月豪雨間接被災者は、対象資金ア、エ、オ及びカの長期運転資金（注1を除く）に限ります。

（注3）日本政策金融公庫及び沖縄振興開発公庫。

（注4）農協、銀行、信用金庫、信用組合等の民間金融機関。

4. 被害内容の証明等に所定の様式はありますか。

2の③の対象者は、お住まいの市町村が発行する被災証明書等（災害による農業被害を証明するものであれば可。）になります。なお、被害を受けた農業者等については、市町村における被災証明書等において、農業（農業施設・機械等を含む。）被害の内容が分かる様式がない場合は、一般的な内容を網羅した別紙1を参考にして、農業被害の内容が分かる様に記載できるよう、市町村とご相談願います。

2の①の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表になります。

2の②の対象者は、経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）になります。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表には、どのようなことを記載するのですか。

農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響状況について、可能な限り具体的に（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載して頂き、その状況を示す資料（売上傳票・来園者数台帳・市場相場の推移表・取引先からの取引減少の連絡など）があれば併せて提出ください。なお、金利負担軽減措置の要件に売上減少率や経費増加率〇%以上などの基準はありませんので、融資機関が判断をしやすくなります。

また、具体的な記載例としては、以下のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、肉用牛の枝肉相場が大きく落ち込み、販売単価が前年同期を大きく下回った。これに加え、毎年〇月に開催していたイベントが中止になり、売上が大きく減少する見通し（参考：前年売上約〇百万円）。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、急遽、学校給食が中止となり、学校給食向けの生乳を廃棄せざるを得ず、〇～〇月分の売上が大きく減少する見通し（参考：前年同期の売上約〇百万円）
- ③ 野菜の収穫時期に入ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で生産・出荷に必要な人員が確保出来る見通しが立たないため出荷を断念。

6. 経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）には、どのようなことを記載するのですか。

経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）を記載するにあたっての留意事項等は以下のとおりになります。

（１）「新型コロナウイルス感染症により想定される影響」欄に係る留意事項

- ① 「想定される影響」には、現に被っている影響も含まれます。
- ② 「想定される影響」には、自らの農業経営への直接的な影響だけでなく、団体の構成員や組合員等が影響を受けたことによる間接的な影響も含まれます。
- ③ 「想定される影響」には、輸入農作物の減少といった農作物の輸入環境の変化等による影響も含まれます。

（２）「上記影響に対応するために行う取組内容の概要」欄に係る留意事項

「上記影響に対応するために行う取組内容の概要」欄には、「新型コロナウイルス感染症により想定される影響」欄に記載した経営環境の変化に対応して、新たに取組む販路拡大や省力化等の取組内容について記載してください。

なお、記載にあたっては、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化と新たな取組内容との関連性（つながり）が分かるよう可能な限り具体的（定量的な状況が記載できる場合は、具体的な数字を含む）に記載してください。

（３）「確認資料」欄に係る留意事項

確認資料としては、施設の見積書・契約書・設計書・カタログなどを想定しています。なお、具体的な記載例としては、以下のとおりです。

- ①（想定される影響）新型コロナウイルス感染症の影響で、観光農園（ぶどう）への来客数が大きく落ち込むことが想定される。

（取組内容の概要）ぶどうの販売先として、観光農園等の直売を主力に取り組んできたが、新たにスーパー向けに販路拡大に取り組む。そのために、農業近代化資金を利用して、スーパー向けの選別・包装等が行える集出荷施設を新たに建設する。

（確認資料）見積書・設計書

- ②（想定される影響）新型コロナウイルス感染症の影響で、卒業式や入社式等の各種イベントが中止となり、花の需要が大きく減った。

（取組内容の概要）春のシーズンに大部分を出荷してきたが、新たに作業効率化や通年出荷による省力化や経営安定化に取り組む。そのために、スーパーL資金を利用して、作業能率改善を図るためのハウス内の改修に加え、通年出荷が可能とするための環境制御を可能とするスマート農業技術を活用した機器や新品種の導入を実施する。

（確認資料）見積書・設計書・カタログ

③（想定される影響）新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンドの減少等にて肉用牛の枝肉相場が大きく落ち込んでおり、今後の相場の回復も不透明。

（取組内容の概要）市場出荷をしてきたが、新たに販路・経営規模拡大に取り組む。そのために、スーパーL資金を利用して、輸出向けに交雑種から黒毛和種への品種転換や肉質を高めるための飼養方法の変更による高付加価値化と同時に、飼養頭数の拡大のために牛舎1棟（200頭規模）の新設と50頭の子牛導入を実施する。

（確認資料）見積書・設計書

④（想定される影響）新型コロナウイルスの影響で、中国からの加工用玉ねぎの輸入が大きく落ち込み、加工用玉ねぎを必要とする外食産業等の需要に対応できない。

（取組内容の概要）農業者が組織する団体が保有する国産用玉ねぎの加工施設について、農林漁業施設資金を利用して、玉ねぎの加工ライン（皮むき機等）を増設する。

（確認資料）契約書・設計書

7. 融資機関や利子助成機関は、金利負担軽減措置の対象者であることをどのようにして確認するのですか。

2の①から③までに係る借入に対しては、それぞれ次の①から③までの方法により確認します。

① 融資機関は、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表により確認します。

また、利子助成機関は、委任融資機関から、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。

② 融資機関は、経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）により確認します。

また、利子助成機関は、委任融資機関から、経営展開計画（新型コロナウイルス感染症）と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。

③ 融資機関は、令和2年7月豪雨直接被災者については被災証明書等により、令和2年7月豪雨間接被災者については、当該災害によって被害を受けた取引先の被災証明書等及びその取引先との取引内容を財務諸表や仕入・出荷明細等の証拠書類により確認します。

また、利子助成機関は、委任融資機関から、被災証明書等及び利子助成金の交付希望者が適用要件に該当していることを確認した書類（別紙2）と利子助成金の交付申請書を併せて提出して頂き、確認します。

8. 地域の制限はありますか。

地域による制限はありません。

9. 営農類型によって制限はありますか。

営農類型による制限はありません。

10. 資金使途によって制限はありますか。

2の対象者により、対象となる資金が異なりますが、基本的に各対象となる資金ごとに定められている資金使途のとおりです。ただし、令和2年7月豪雨間接被災者につい

ては、設備資金を除く、家畜・果樹等の導入・育成費などのいわゆる「長期運転資金」が対象となります。長期運転資金の具体的な対象となる資金用途は以下のとおりです。

- ①農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1に定める全ての資金用途
- ②農業経営基盤強化資金実施要綱第3の2の(5)及び(6)
- ③経営体育成強化資金実施要綱第2のIの1の(3)から(8)、(10)及び(11)
- ④農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第2の3の(1)のイ、ウ、オ及び(2)のア(ただし、(1)のイ及びウに限る。)

なお、農業近代化資金の貸付対象者のうち認定農業者等及び集落営農組織等以外の者及び経営体育成強化資金の全ての貸付対象者については、資金用途に施設の復旧に必要な資金、農地又は牧野の復旧に必要な資金がないため復旧には利用できません。(「農業近代化資金融通措置要綱」、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」、「経営体育成強化資金実施要綱」のとおりです。)

11. 新設法人は対象となりますか。

2の①及び②の借入については、新型コロナウイルスの発生後に立ち上げた新設法人も各対象者の要件を満たす農業者等であれば、金利負担軽減措置の対象となります。

2の③の借入については、被災証明書等を受けた農業者等が被災後に立ち上げた新設法人も金利負担軽減措置の対象となります。ただし、その農業者等が構成員(又は出資者)の過半を占める法人に限ります。

※ただし、借り受けを予定している資金ごとに定められている貸付対象者に該当する場合に限ります。

12. 設備資金は、被害を受けた施設の復旧事業のみに限られるのですか。

2の①及び③に係る借入に対しては、被害を受けた施設(新型コロナウイルス感染症においては、同感染症の影響を受けた施設)の復旧に限り対象となります(なお、再度の被害(災害)防止の観点から施設の改良を図る場合であっても対象となります。)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施設の復旧についての具体例としては、同感染症の影響により、施設のメンテナンスの人員が確保できずに施設が故障し、その使用できなくなった施設を復旧する場合などが挙げられます。

2の②に係る借入に対しては、特に制限はありません。

13. 長期運転資金に用途の限定はありますか。

基本的に、借り受けを予定している資金ごとに定められている資金用途が対象となります。

14. 金利負担軽減措置(利子助成)の対象者の要件に複数合致する場合、いずれかの被害内容の証明等を提出すればいいですか。

基本的に、今回借り受けを予定している事業内容ごとに、対象者の要件を確認することになります。具体例としては、事業内容に2つの自然災害で被害を受けた施設の復旧に対し同時に借り受けを予定している場合や、新型コロナウイルス感染症において2の①及び②の対象者が、長期運転資金と新たな販路拡大に必要な施設に対し同時に借り受けを予定している場合については、当該自然災害等ごとに被災証明書等を始めとした各対象者の要件を確認できる被害内容の証明等の提出が必要となります。

15. いつの貸付けから適用されますか。

2の①及び②に係る借入に対しては、令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間。

2の③に係る借入に対しては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間。

それぞれの期間は、3の資金（農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金を除く。）は、公庫により貸付決定が行われたもの、3に掲げる農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金は、都道府県の利子補給承認が行われたもの又は農林中央金庫から融通されたものが適用されます。

16. 資金の借受後、金利負担軽減措置（利子助成）はいつまで行われるのですか。

資金の貸付当初5年間金利負担軽減措置が行われます。

17. 金利負担軽減措置に係る地方公共団体の負担は必要ですか。

金利負担軽減措置に必要な経費は、全て国が負担しますので、地方公共団体の負担はありません。

18. 金利負担軽減措置の貸付限度額はいくらですか。

対象となる資金ごとに定められている限度額まで適用されます。

なお、令和2年7月3日からの同月31日までの間の豪雨の被災者に対する農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金の貸付については、特例として貸付限度額が引き上げられています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが悪化し経営の維持安定が困難となった者に対する農林漁業セーフティネット資金の貸付については、特例として貸付限度額が引き上げられています。

19. 借受を予定している資金について、既存の残高があるのですが、貸付限度額はいくらになりますか。

各資金の貸付限度額から当該資金の既貸付残高を差し引いた額が今回の貸付限度額（追加で借受が可能であり、金利負担軽減措置が受けられる限度額）となります。

20. 現在農業近代化資金を借りており、認定農業者向けの金利負担軽減措置を受けているのですが、被害を受けた施設の復旧のために追加で農業近代化資金を借り受けた場合、金利負担軽減措置はどうなりますか。

既往貸付残高に対しを受けている金利負担軽減措置の取扱は、変更ありません。

今回追加で借り受けた資金については、5年間の実質無利子化のための金利負担軽減措置のほか、6年目以降も残高がある場合には、認定農業者等特例分の金利負担軽減措置を受けられます。

21. 貸付金利が何%でも無利子になりますか。

金利負担軽減措置の上限は2%です。したがって、貸付金利が2%を超えている場合、残りの部分は借入者の負担となります。

なお、農業近代化資金の貸付金利は、農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、農林水産大臣が定めた利率となります。また、農業負担軽減支援資金の貸付金利は、農業近代化資金の貸付金利と同じです。

※貸付金利は、上記2資金のガイドラインにて規定している都道府県が利子補給の基礎としている金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（いわゆる基準金利）ではありません。

22. 利子助成金はどのように受け取ることになるのですか。

融資希望者が、利子助成金の交付申請や受領について、融資機関に対して委任状を提

出して頂き、融資機関が利子助成機関に対し利子助成金を代理申請し、代理受領を行うこととなります。

23. 融資機関が代理受領した利子助成金は融資を受けた者が融資機関から受け取るのでしょうか。

利子助成金は、融資を受けた者が融資機関に支払うべき利子に充当（支払うべき利子と受取利子助成金を相殺）されるので、実際には利子助成金が融資を受けた者に直接支払われることはありません。

24. 国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）は対象となりますか。

2の①及び③に係る借入は、災害復旧に係る事業（新型コロナウイルス感染症においては、同感染症の影響に係る事業を含む）を対象として融通される補助残融資資金に限り、金利負担軽減措置の対象となります。

2の②に係る借入は、事業の限定なく、補助残融資資金も金利負担軽減措置の対象となります。

なお、2の①から③までのいずれの借入も、農林水産省以外の他省庁が所管する補助事業であっても、同様の取扱いとなります。